

第 3 期スポーツ基本計画における成人のスポーツ実施率等の扱いについて

令和 5 年 1 月
スポーツ庁

1. 背景

- 令和 4 年 4 月から開始した第 3 期スポーツ基本計画（以下「計画」という。）では、成人のスポーツ実施率に係る目標として、以下を掲げている。
 - ✓ 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 70%（障害者は 40%）になること、成人の年 1 回以上のスポーツ実施率が 100%に近づくこと（障害者は 70%程度になること）を目指す。
 - ✓ 障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40%程度（若年層は 50%程度）、障害者の年 1 回以上のスポーツ実施率を 70%程度（若年層は 80%程度）とすることを目指す。※ 学校体育等以外のもの。「若年層」は「7 歳～19 歳」としている。
- 令和 4 年 4 月 1 日から、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が施行。計画における成人のスポーツ実施率等の扱いについて、整理を行うもの。

2. 成人のスポーツ実施率等の扱いについて（整理）

- 次の理由により、計画における成人のスポーツ実施率等については、従前のおり「20 歳以上の運動・スポーツをする者の割合」等を指標として用いることが適当であると考えられる。
 - （1）目標（「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率」等の増加）の達成状況を把握するための指標であり、連続性の担保に留意する必要があること。
 - （2）成人のスポーツ実施率等に係る目標設定の検討に当たり、スポーツ審議会（同審議会の下に設置された部会を含む。）では、20 歳以上で算出した指標を基に議論がなされていること。
 - （3）計画では、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現やスポーツ実施率の向上を通じた健康寿命の延伸への貢献を掲げるなど、厚生労働省の施策と密接に関連すること。
また、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（健康日本 21（第二次）。期間：平成 25 年度～令和 3 年度）の身体活動・運動に関する目標（運動習慣者の割合と日常生活における歩数の増加）では、「20 歳～64 歳」「65 歳以上」で算出したものを指標としていること。
 - （4）民法の定める成年年齢は、単独での契約締結ができることや親権に服することがなくなることという年齢であり、成年年齢の引き下げ後も、例えば酒やたばこ等、年齢要件が 20 歳のまま維持されているものがあること。
- なお、計画の目標値において 20 歳以上の者を想定している他の箇所においても、上記の整理を準用することが適当であると考えられる。
- おって、今後、上記（3）の健康日本 21 における身体活動・運動に関する目標の年齢階級の区分に変更等がある場合には、改めて検討を行うとともに、基幹統計等の政府統計における年齢階級の区分の動向についても注視していく。